

# 令和5年度岡山県保険者協議会 デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業 仕 様 書

## 1 適用範囲

本仕様書は、岡山県保険者協議会（以下、「協議会」という。）が発注する、デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業に係る企画提案募集及び委託に付す場合において適用される業務の概要を示すものである。

最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、受託者の決定後、企画提案書の内容に基づき、協議会が作成する。

## 2 業務名称

令和5年度岡山県保険者協議会デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業

## 3 業務の目的

生活習慣病の予防のため平成20年4月から始まった特定健診については、受診率の向上を目指し、各保険者において、広報紙や SNS などさまざまな媒体を活用した広報をこれまで実施してきた。

しかしながら、岡山県の令和2年度の受診率は、全体で50.3%（全国平均53.1%）、市町村国保は28.7%（全国平均33.7%）と低迷しており、厚生労働省が掲げる目標値（2025年までに70%）と大きく乖離している。

これらの状況を踏まえ、このたび初めて、岡山県内の全ての保険者の協力のもと、令和5年10月第1週目及び第2週目に、特定健診の普及啓発に係る一斉キャンペーンを展開することとし、目玉となる事業として、JR岡山駅及び倉敷駅でのデジタルサイネージ広告並びに県内主要駅でのポスター掲示による広報事業を実施する。

なお、各保険者では同期間に、テレビCM放送、Web広告、新聞掲載、岡山駅東西連絡通路及び岡山駅南地下道のデジタルサイネージ広告、広報紙の掲載等の実施を予定している。

## 4 実施主体

岡山県保険者協議会

## 5 委託期間

契約の締結日から令和5年11月30日まで

## 6 委託金額の上限

1,350,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 7 委託業務内容

特定健診の受診率向上を目的とした岡山県内の駅構内外（鉄道車両を含む）での広告等の企画、制作、掲出（撤去を含む）

### (1) 広告掲出の企画

デジタルサイネージ広告（岡山駅と倉敷駅）及び県内主要駅でのポスター掲出（車内吊り広告も可とする）を基本として提案すること。なお、委託上限額の範囲内で、その他の媒体を組み合わせた提案や、一斉キャンペーンの周知につながる効果的な広報の提案も可とする。

### (2) 広告素材の制作

- ① 広告媒体ごとのデザイン案（画像データ）を1案以上提案すること。
- ② 受診意欲を喚起する内容とし、メインターゲット（特に受診率の低い40～60歳の

男女)の目を引くデザインとすること。下部に「岡山県保険者協議会」と協議会のマスコットキャラクター「おかっぴー」を掲載すること。なお、「おかっぴー」は、広告素材として使用することも可能である。(別添資料参考)

- ③ ポスターには、QRコード(リンク先は協議会HP)を掲載することとし、その他の広告媒体への掲載については、受託決定後、協議会と協議して決定すること。
  - ④ 最終的なデザインについては、企画提案を基に、協議会と協議して決定すること。
  - ⑤ 制作した広告素材は、交通広告以外に、各保険者のHPや広報紙等において二次利用することを原則とする。
- (3) 交通広告の掲出(撤去を含む)
- ① 掲出期間は、令和5年10月第1週目及び第2週目(令和5年10月1日(日)～14日(土))とするが、月曜日がスタートとなる広告媒体については、令和5年10月2日(月)～15日(日)とする。
  - ② 委託上限額の範囲内で、①の期間を拡充することは差し支えない。
- (4) 事業の効果測定
- 事業効果を把握するために必要な効果検証方法を検討のうえ、提案すること。効果測定に係る費用は予算に含むこと。
- (5) その他
- ① 広告素材の制作及び広告の掲出(撤去を含む)に当たっては、広告掲出媒体の管理者が定める広告掲出に関する仕様、基準、規約等を遵守すること。
  - ② (2)⑤のとおり、作成した素材を交通広告以外で二次利用するため、ポスター広告については納品の際、A4サイズにリサイズしたデータを作成すること。

## 8 成果品に関する権利の扱い

- (1) 成果品に係る一切の著作権は、協議会に帰属するものとする。
- (2) 成果品に受託者が以前から有していた知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。)が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、協議会は、本業務の成果品等を必要な範囲において無償で利用できるものとする。
- (3) 成果品は、協議会が自由に二次使用できるものとし、成果品の二次使用に対し、協議会にいかなる制限も課さない。
- (4) 業務を実施するに当たり、著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な処理を行うこと。

## 9 成果品の提出

受託事業者は次の成果品を作成し、(1)は令和5年7月31日まで、(2)は業務終了後速やかに、紙媒体及び電子媒体で各1部納品すること。

なお、最終的な納品の前に協議会の確認を受けることとし、必要に応じて修正を行うこと。

- (1) 受託者が作成した広告素材の完成デザイン一式  
※紙媒体及び電子データ(ai及びjpeg、PDF)
- (2) 実績報告書(広告を掲出したことが分かる写真を掲載すること)

## 10 支払方法

業務終了後、受託者の請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

## 11 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、業務上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。また、本仕様書に定めるもののほか、明示なき事項または疑義が生じた場合には、協議会と協議の上決定することとする。
- (2) 提案に当たっては、実現可能性のある提案とすること。ただし、必ずしも提案の内

容を全て実施するとは限らない。具体的な業務の進め方、業務内容については、事業着手前に協議会と協議することとする。

- (3) 本業務の再委託を禁止する。ただし、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に協議会の承認を得るものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たり、役割分担・責任体制を明確化するとともに、受託者は協議会との連絡を密にすること。
- (5) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、協議会に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (6) 当該業務の実施により知り得た個人情報については、漏洩等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。

別添【岡山県保険者協議会マスコットキャラクター おかっぴー画像】

